

原議保存期間3年
(平成24年12月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁生活安全部長
警視庁地域部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察大学校生活安全教養部長
警察大学校地域教養部長
各管区警察学校長

警察庁丁保発第102号
警察庁丁地発第108号
平成21年8月28日
警察庁生活安全局保安課長
警察庁生活安全局地域課長

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令の公布について(通達)
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成21年政令第223号)及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第224号。以下「改正令」という。)が別紙のとおり本日公布され、改正令は、平成21年12月4日から施行されることとなった。

改正の要点等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。
記

第1 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正関係

1 猟銃の所持に係る規定の整備

(1) 技能講習を受ける必要がない者に関する規定の整備

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の2第3項第1号の政令で定める射撃競技は国民体育大会の射撃競技とし、同号の政令で定める者は猟銃の所持の許可を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体とした。

(2) 技能講習の内容等に関する規定の整備

ア 都道府県公安委員会は、技能講習を受けることができる者に対し、あらかじめ技能講習の実施の日時、場所その他技能講習について必要な事項を通知することとした。また、技能講習は科目ごとに定められた事項を行うこととした。今後通知の様式等については内閣府令において定められることとなる。

なお、従前ライフル銃(法第5条の2第4項に規定するライフル銃をいう。以下同じ。)以外の猟銃はすべて「散弾銃」としていたところ、ライフル銃以外の猟銃のうちには散弾を発射することができないもの(いわゆるハーフライフル)があることから、このようなものを「散弾銃」と呼称することは適切ではないと考えられるため、今後散弾銃とは、従前「散弾銃」としてい

た猟銃のうち散弾を発射できる猟銃をいうものとした。

イ 技能講習修了証明書の交付は、当該事項を修得したと認定された者に対して行うこととした。

なお、今後技能講習の修了基準等については、国家公安委員会規則において定められることとなる。

ウ 技能講習に関する事務のうち、都道府県公安委員会が当該技能講習に係る種類の猟銃に係る教習射撃場を管理する者に行わせることができる事務は、講習の課程を修了したかどうかの判定に関する事務及び技能講習修了証明書の交付に関する事務以外のものとした。

(3) 猟銃の所持の許可に係る欠格要件に関する規定の整備

法第5条の2第2項第2号の政令で定める罪及び同項第3号の政令で定める罪の範囲を定めることとした。

2 年少者の空気銃の所持に関する規定の整備

(1) 年少者が空気銃を所持する場合等の要件に関する規定の整備

ア 法第4条第1項第5号の2の政令で定める運動競技会は、空気銃（空気けん銃を除く。）を所持しようとする者にあつては国民体育大会とし、空気けん銃を所持しようとする者にあつてはオリンピック競技大会、アジア競技大会、近代五種競技世界選手権大会、世界射撃選手権大会及びアジア射撃競技選手権大会（以下「オリンピック競技大会等」という。）とした。

イ 法第5条第1項第1号の政令で定める運動競技会はオリンピック競技大会等とし、同号の政令で定める者は日本体育協会とした。

ウ 法第5条の2第6項の政令で定める運動競技会はオリンピック競技大会等とし、同項の政令で定める者は日本体育協会とした。

エ 法第9条の13第1項の政令で定める運動競技会は、空気銃（空気けん銃を除く。）を所持しようとする者にあつては国民体育大会とし、空気けん銃を所持しようとする者にあつてはオリンピック競技大会等とした。また、同項の政令で定める者は、空気銃（空気けん銃を除く。）を所持しようとする者にあつてはその者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体とし、空気けん銃を所持しようとする者にあつては日本体育協会とした。

(2) 年少射撃資格講習会の内容等に関する規定の整備

ア 年少射撃資格講習会の開催に際しては、都道府県公安委員会が必要な事項を公表しなければならないこととし、年少射撃資格講習会における講習会における講習時間は、空気銃の所持に関する法令については3時間、空気銃の使用の方法については1時間とすることとした。

イ 年少射撃資格講習修了証明書の交付は、年少射撃資格講習会の講習を受けた者のうち、考査により当該講習に係る事項を修得したと認められる者に対

して行うこととした。

ウ 都道府県公安委員会が年少射撃資格講習会に関して行わせることができる事務は、空気銃の使用の方法に関する講習に関する事務とした。

(3) 空気銃の保管に関する規定の整備

法第10条の5第1項の政令で定める場合は、運動競技会の射撃競技への参加又は指定射撃場における練習を行う場合、空気銃の修理を委託する場合、保管を委託する相手方を変更する場合その他保管の委託をしないことについて正当な理由がある場合とした。また、法第10条の5第1項の政令で定める者は、空気銃については猟銃等保管業者とした。

3 その他所要の規定の整備

(1) その他所要の規定を整備した。

(2) 所要の経過措置を設けた。

第2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正関係

法の改正等に伴い、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務のうち手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めるなど、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）について所要の改正を行った。

第3 遺失物法施行令の一部改正関係

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第86号。以下「改正法」という。）による改正前の法第4条第1項第1号中「空気銃」には空気けん銃が含まれないと従前から解釈されてきたところ、この解釈を明確にするため、改正法により確認的に「空気銃（空気けん銃を除く。）」と改めたことを踏まえ、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）についても用語の整理を行った。したがって、改正前後で規定の内容を変更するものではない。